

2017年8月10日

株式会社ミキハウストレード CSR 調達方針

株式会社ミキハウストレードでは、これからもより多くのお子さま・ご家族に喜んでいただける商品・サービスをお届けするために、社会的責任を果たすための調達方針を掲げています。

CSR 調達方針

1. サプライヤーの公平な選定と健全な取引

私たちは、適正な品質、納期の厳守、経済合理性、社会規範の遵守、社会的課題への配慮、環境への取組などを総合的に勘案し、公正な方法でサプライヤーを選定し、健全な取引を行います。

2. 人権・環境への配慮

私たちは、基本的人権を尊重し、労働安全衛生や地球環境に配慮し、不当な差別や強制労働、児童労働といった人権侵害を行わないサプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

3. 品質の維持・向上と安全性の確保

私たちは、お客様が安心してご利用いただける商品・サービスの提供のため、サプライヤーと協働し、品質の維持・向上、安全性の確保に努めます。

4. 持続可能な調達の推進

私たちは、サプライヤーと強固な信頼関係を築き、相互に協力し、持続可能な調達活動を推進します。

株式会社ミキハウストレードは、持続可能な調達を推進するため、サプライヤーにも、社会的責任を果たすよう求めています。サプライヤーは、各国・地域の法令や業界の基準を遵守するとともに、以下の行動規範を遵守することが義務付けられています。

株式会社ミキハウストレードサプライヤー行動規範

株式会社ミキハウストレードは、すべてのサプライヤーに対し、以下の規範を遵守することを義務付けています。

強制労働の禁止

受刑者の労働、拘束労働、年季奉公、奴隷労働、人身取引による労働、その他いかなる形式を問わず、自由意志によらない労働を強いてはならない。

児童労働の禁止

最低年齢に満たない児童はいかなる製造段階においても使用してはならない。「児童」とは、15歳未満の者(現地の法令上許される場合には14歳未満の者)、または、それ以上でも現地の法律に基づく最低雇用可能年齢、あるいは義務教育を終了する年齢に満たない者をいう。「児童」の定義に該当しない若年労働者を雇用する場合、その若年労働者に適用される一切の法令を遵守すること。

雇用の選択

強制、拘束(債務による拘束を含む)または、囚人労働、奴隷または人身取引による労働力を用いてはならない。また、会社が寮・社宅への出入を含む、労働者の移動の自由に不合理な制約を課してもならない。労働者(外国人技能実習生などの外国人労働者を含む)を雇用する際は、雇用条件を含む母国語による雇用契約書を締結し、雇用契約書コピーを労働者に渡す必要がある。また、労働者は、雇用を自由に終了することができる。

結社の自由・団体交渉

労働者が合法的かつ平和的な方法で組織を編成し、団体交渉を行う権利を尊重し、これらに対し罰則を課したり、妨害をしたりしてはならない。

暴力・懲罰・脅迫・ハラスメントの禁止

労働者に対する体罰、暴力による脅し、もしくはその他の身体的、性的、心理的または、言葉による虐待やハラスメントを行ってはならない。

差別の禁止

賃金、福利厚生、昇進、懲戒、解雇、または退職等の雇用実務において、人種、宗教、年齢、国籍、性的嗜好、性別、政治的意見、妊娠、婚姻、障がいに基づく差別をしてはならない。

適切な賃金・利益

賃金は労働者の基本的要求を満たす重要な要素である。サプライヤーは、賃金等に関する、適用されるすべての法令を遵守し、義務付けられた福利厚生を提供すること。また、時間外労働が行われた場合には、法令で定められている割増率で適正に賃金を支払うこと。法令で割増率が定められていない場合は、少なくとも通常の時間給と同等に支払わなければならない。

長時間労働の禁止

時間外労働、最長労働時間に関しては、特別な業務状況にある場合を除き、週 60 時間(時間外労働を含む)、または、法令で許されている通常および時間外労働の最長時間数のうち、少ない方の時間数を超えて働かせてはならない。加えて、特別な業務状況にある場合を除き、労働者は少なくとも7日ごとに 24 時間の連続した 1 日以上の休日を取ること。

労働安全衛生・緊急事態

適用されるすべての法令に適合した、安全で健康的な職場を労働者に提供し、少なくとも飲料水および衛生施設が問題なく利用でき、火災時の安全、および適切な照明・換気が確保されるようにし、安全のためのトレーニングを定期的に労働者に提供すること。サプライヤーは、労働者に提供している社宅、寮、食堂にも同様の健康および安全の基準が適用されるようにすること。

環境影響の管理

適応されるすべての環境に関する法律および規制を遵守するとともに、地球環境および天然資源への悪影響を最小限に抑えるよう努めること。

情報・知的財産権

情報および知的財産権は適切に利用、管理、保護、尊重すること。

品質管理

サプライヤーは、品質方針を定めて、社員や利害関係者に周知させ、常に品質向上に努め、弊社、品質管理基準に準拠して生産すること。

本行動規範における「適用される法令」は、地域または国の法令、適用される ILO 条約、自発的な業界基準を含む。